

令和2年度
介護保険サービス事業者等集団指導資料

居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課介護サービス指導室

【目次】

1 (介護予防)居宅療養管理指導とは・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 2 人員基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
 3 設備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
 4 運営基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
 5 居宅療養管理指導費・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

【基準・解釈通知一覧】

項目	種類	名称	凡例
人員・設備・運営	基準省令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)	居宅基準
		指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生省令第 35 号)	予防基準
	解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成 11 年老企第 25 号)	基準解釈通知

介護報酬の算定	基準省令	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年厚生省告示第 19 号)	居宅算定基準
		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年厚生省告示第 127 号)	予防算定基準
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年老企第 36 号)	居宅算定基準留意事項
		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 18 年老計発第 03170001 号ほか)	予防算定基準留意事項

1. (介護予防)居宅療養管理指導とは

【居宅療養管理指導とは】

介護保険法第8条第6項において、居宅療養管理指導とは、「居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局（以下「病院等」という。）の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者<注1>により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるもの<注2>」と規定されている。

<注1>厚生労働省令で定める者とは

介護保険法施行規則

第9条 法第8条第6項の厚生労働省令で定める者は、歯科衛生士、保健師、看護師及び准看護師及び管理栄養士とする。

<注2>厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導とは

介護保険法施行規則

第9条の2 法第8条第6項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。）並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2 法第8条第6項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち薬剤師により行われるものは、居宅要介護者の居宅において、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき策定される薬学的管理指導計画）に基づいて実施される薬学的な管理及び指導とする。

3 法第8条第6項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士、保健師、看護師及び准看護師により行われるものは、居宅要介護者の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。

4 法第8条第6項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち管理栄養士により行われるものは、居宅要介護者の居宅において、その者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づいて実施される栄養指導とする。

【介護予防居宅療養管理指導とは】

介護保険法第8条の2第5項において、介護予防居宅療養管理指導とは、「居宅要支援者について、その介護予防<注3>を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者<注2>により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるもの」と規定されている。

<注3>介護予防とは

身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。（法第8条の2第2項）

2. 人員基準

従業員の員数（居宅基準第85条）

指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業員の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

- (1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所
 - ① 医師又は歯科医師
 - ② 薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む）又は管理栄養士：サービス内容に応じた適当数
- (2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所
薬剤師

3. 設備基準

設備及び備品等（居宅基準第86条）

指定居宅療養管理指導事業所は、以下のとおりである。

- ① 病院、診療所又は薬局であること
- ② 指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有していること
- ③ 指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えていること

なお、設備及び備品等については、当該病院又は診療所における診療用に備え付けられたものを使用することができるものである。

4. 運営基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意 (居宅基準第8条、第91条)

指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(=重要事項説明書)を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

居宅療養管理指導の提供開始についての同意は、利用申込者及び事業者双方を保護する観点から、書面によって確認することが望ましいものである。

(2) 提供拒否の禁止 (居宅基準第9条、第91条)

正当な理由なく指定居宅療養管理指導の提供を拒んではならない。

(3) サービス提供困難時の対応 (居宅基準第10条、第91条)

通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な居宅療養管理指導を提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(4) 受給資格等の確認 (居宅基準第11条、第91条)

指定居宅療養管理指導の提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅療養管理指導を提供するように努めなければならない。

(5) 要介護認定の申請に係る援助 (居宅基準第12条、第91条)

指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(6) 心身の状況等の把握 (居宅基準第13条、第91条)

利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービス

の利用状況等の把握に努めなければならない。

(7) 居宅介護支援事業者等との連携 (居宅基準第64条、第91条)

指定居宅療養管理指導を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

また、指定居宅療養管理指導の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(8) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 (居宅基準第16条、第91条)

居宅介護支援事業者等が居宅サービス計画を作成している場合は、当該計画に沿った指定居宅療養管理指導を提供しなければならない。

(9) 職員証等の携行 (居宅基準第18条、第91条)

事業者は、医師・歯科医師などサービスを行う従業者に職員証や名札等を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(10) サービスの提供の記録 (居宅基準第19条、第91条)

指定居宅療養管理指導を提供した際には、当該指定居宅療養管理指導の提供日及び内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

また、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(11) 利用料等の受領 (居宅基準第87条)

・法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際に、その利用者から利用料の一部として、負担割合に応じた支払いを受けるものとする。

・利用料のほか、サービス提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。この場合、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(12) 保険給付の請求のための証明書の交付 (居宅基準第21条、第91条)

法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定居宅療養管理指導の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(13) 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針 (居宅基準第88条)

・指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目

標を設定し、計画的に行わなければならない。

・事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(14) 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針
(居宅基準第89条)

【医師又は歯科医師が行う場合】

- ① 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。
- ② 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行う。
- ③ 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。
- ④ 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要情報提供又は助言を行う。
- ⑤ 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- ⑥ 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
- ⑦ それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録する。

【薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が行う場合】

- ① 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- ② 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧にすることを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- ③ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
- ④ それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

(15) 利用者に関する市町村への通知
(居宅基準第26条、第91条)

指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(16) 管理者の責務
(居宅基準第52条、第91条)

管理者は、指定居宅療養管理指導事業所の従業員の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、当該従業員に対して運営に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(17) 運営規程
(居宅基準第90条)

指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(=運営規程)を定めなければならない。

- ア 事業の目的及び運営の方針
- イ 従業員の職種、員数及び職務の内容
- ウ 営業日及び営業時間
- エ 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- オ 通常の事業の実施地域
- カ その他運営に関する重要事項

(18) 勤務体制の確保等
(居宅基準第30条、第91条)

利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、居宅療養管理指導従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従業員によって指定居宅療養管理指導を提供しなければならない。

居宅療養管理指導従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(19) 衛生管理等
(居宅基準第31条、第91条)

居宅療養管理指導従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(20) 掲示
(居宅基準第32条、第91条)

指定居宅療養管理指導事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(21) 秘密保持等
(居宅基準第33条、第91条)

指定居宅療養管理指導事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書(個人情報使用同意書など)

により得ておかなければならない。

(22) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止
(居宅基準第35条、第91条)

居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(23) 苦情処理
(居宅基準第36条、第91条)

提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(24) 事故発生時の対応
(居宅基準第37条、第91条)

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。また、その記録は、サービス提供の日から5年間保存しなければならない。

賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(25) 会計の区分
(居宅基準第38条、第91条)

居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(26) 記録の整備
(居宅基準第90条の2)

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の記録を整備し、サービス提供の日から5年間保存しなければならない。

- ①提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ②市町村への通知に係る記録
- ③苦情の内容等の記録
- ④事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

5. 居宅療養管理指導費

サービスを行う者		算定回数等	サービス利用者		
			単一建物 居住者1人	2人以上 9人以下	それ以外
医師	居宅療養管理指導費(Ⅰ)	2回/月を限度	<u>509</u>	<u>485</u>	<u>444</u>
	居宅療養管理指導費(Ⅱ)	2回/月を限度。同一月に医科診療報酬点数表の「在宅時医学総合管理料」又は「施設入居時等医学総合管理料」を算定した時のみ算定	<u>295</u>	<u>285</u>	<u>261</u>
歯科医師		2回/月を限度	<u>509</u>	<u>485</u>	<u>444</u>
薬剤師	病院又は診療所の薬剤師	2回/月を限度。算定する日の間隔は6日以上	<u>560</u>	<u>415</u>	<u>379</u>
	薬局の薬剤師	4回/月を限度。算定する日の間隔は6日以上 ※末期の悪性腫瘍・中心静脈栄養の者は2回/週かつ8回/月を限度。	<u>509</u>	<u>377</u>	<u>345</u>
管理栄養士		2回/月を限度	<u>539</u>	<u>485</u>	<u>444</u>
歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。)		4回/月を限度	<u>356</u>	<u>324</u>	<u>296</u>

- 特別地域加算 所定単位数の100分の15
- 中山間地域等における小規模事業所への加算 所定単位数の100分の10
- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の100分の5

【医師が行う場合】

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供(利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。)並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

注2 居宅療養管理指導費(Ⅰ)については居宅療養管理指導費(Ⅱ)を算定する場合以外の場合に、居宅療養管理指導費(Ⅱ)については医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に対して、医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供を行った場合に、所定単位数を算定する。

【歯科医師が行う場合】

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住

者の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

【薬剤師が行う場合】

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供を行った場合に、単一建物居住者の人数に従い、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者（「末期の悪性腫瘍の者」又は「中心静脈栄養を受けている者」）に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

【管理栄養士が行う場合】

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ 別に厚生労働大臣が定める特別食（疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。））を必要とする利用者又は低栄養状態にあると医師が判断した者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、薬剤師その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ロ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行い、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

【歯科衛生士等が行う場合】

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者の人数に従い、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ 居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断した者（その実施に同意する者に限る。）に対して、歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者を訪問し、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔衛生状態及び摂食・嚥下機能に配慮した管理指導計画を作成していること。

ロ 利用者ごとの管理指導計画に従い療養上必要な指導として当該利用者の口腔内の清掃、有床義歯の清掃又は摂食・嚥下機能に関する実地指導を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、実地指導に係る情報提供及び指導又は助言を行い、定期的に記録していること。

ハ 利用者ごとの管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

共通事項（同一建物居住者の定義・交通費の取扱）

【単一建物居住者の人数について】

居宅療養管理指導の利用者が居住する建築物に居住する者のうち、同一月の利用者数を「単一建物居住者の人数」という。

単一建物居住者の人数は、同一月における以下の利用者の人数をいう。

ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している利用者

イ 小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス（宿泊サービスに限る。）、介護予防小規模多機能居宅介護（宿泊サービスに限る。）、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている利用者

ただし、ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を、単一建物居住者の人数とみなすことができる。また、1つの居宅に居宅療養管理指導費の対象となる同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合の居宅療養管理指導費は、利用者ごとに「単一建物居住者の人数が1人の場合」を算定する。さらに、居宅療養管理指導費について、当該建築物において当該居宅療養管理指導事業所が居宅療養管理指導を行う利用者が、当該建築物の戸数の10%以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満であつて、当該居宅療養管理指導を行う利用者が2人以下の場合には、それぞれ「単一建物居住者の人数が1人の場合」を算定する。

【交通費の取扱】

居宅療養管理指導に要した交通費は、実費を利用者から徴収してもよい

番号	不適合事項 (項目)	不適合事項 (詳細)	根拠法令	不適合理由等	備考
1	運営	内容及び手続 の説明及び同意	基準 第8条を準 用(同基準 第91 条に より準用)	指定居宅療養管理指導事業所は、指定居宅療養管理指導事業所の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、居宅療養指導従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないこととされているが、重要事項に関しても同意を得ること。	
2	介護報酬		薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導について(老企第36号第2の6(3))	薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、また、医療機関の薬剤師が行う場合にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族等に対して積極的に文書等にて提出するよう努め、速やかに記録(薬局薬剤師にあつては、薬剤服用歴の記録、医療機関の薬剤師にあつては、薬剤管理指導記録)を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告した上で、ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要の情報提供を行うこととする。ケアマネジャーへの情報提供がない場合には、算定できないこととなっている。	返還あり